

亀山市公告第 89 号

次の法定外公共物の用途を廃止するので、関係図面を亀山市産業建設部用地管理課に備え置いて、公告の日から 2 週間縦覧に供する。

令和 2 年 1 2 月 2 日

亀山市長 櫻 井 義 之

1 法定外公共物の種類

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）の適用を受けない道路

2 法定外公共物の所在及び面積

亀山市下庄町字石鳥羽 593 番 3 地先 29.71 m²